名古屋市告示第434号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和８年10月30日から供用開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から２週間、一般の縦覧に供します。

令和８年10月30日

名古屋市長　　広　　沢　　一　　郎

１　道路の区域変更及び供用開始

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域 区間	変更の前後別	延長 キロメートル	幅員 メートル	摘要
市道	A	大江中線	名古屋市港区大江町１番６地先から	前	1.124	15.45	第１附図
			名古屋市港区大江町９番24地先まで	後	1.124	平均32.72	
	A	惟信東西第６号線	名古屋市港区油屋町３丁目５番１地先から	前	0.352	7.27	第２附図
			名古屋市港区甚兵衛通２丁目26番２地先まで	後	0.352	20.00	

2　道路の供用開始

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域 区間	摘要
市道	1	惟信東西第6号線	名古屋市港区甚兵衛通2丁目26番2地先から 名古屋市港区甚兵衛通2丁目26番2地先まで	第2附図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第１附図

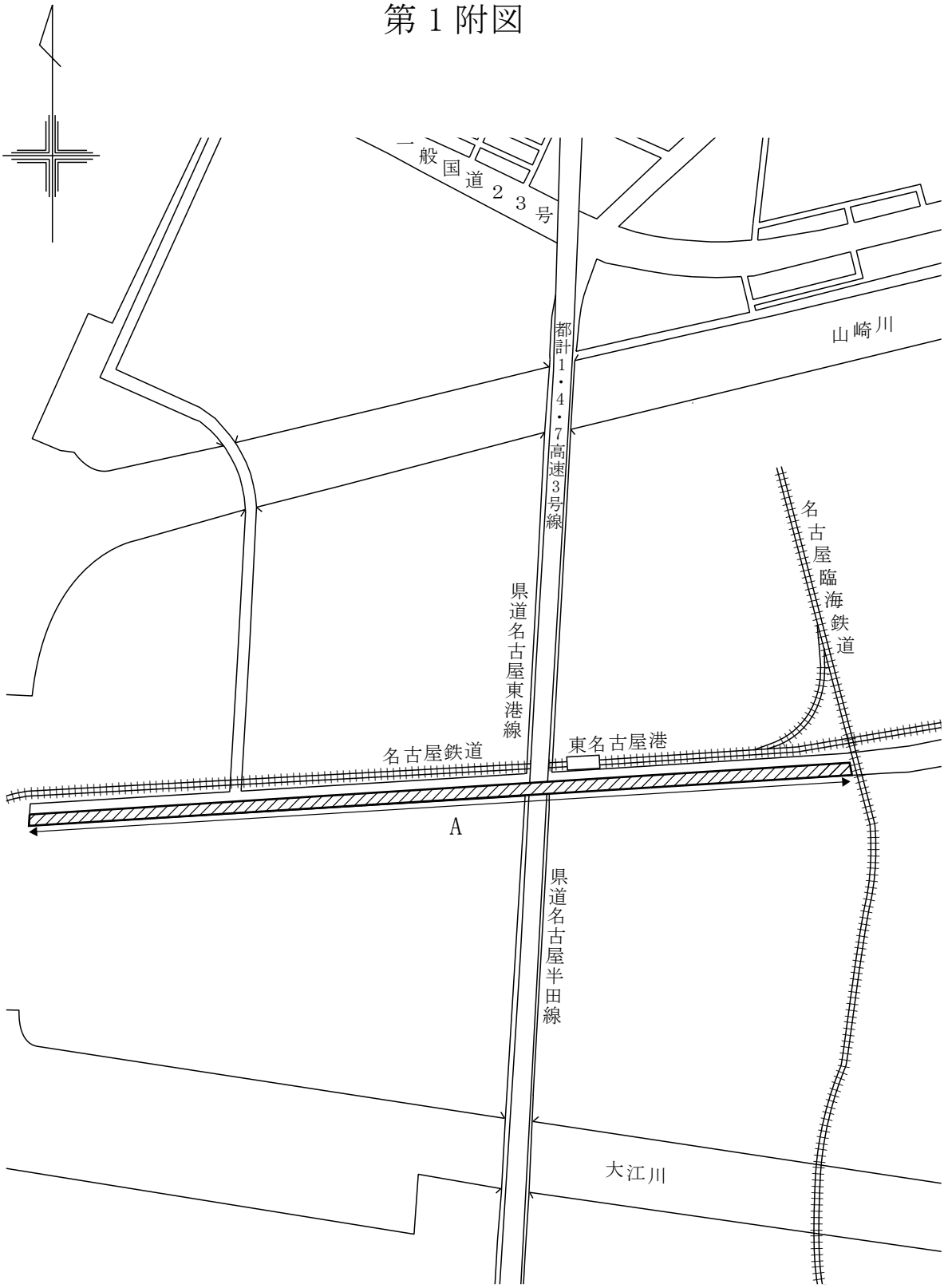

凡　例

区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第２附図

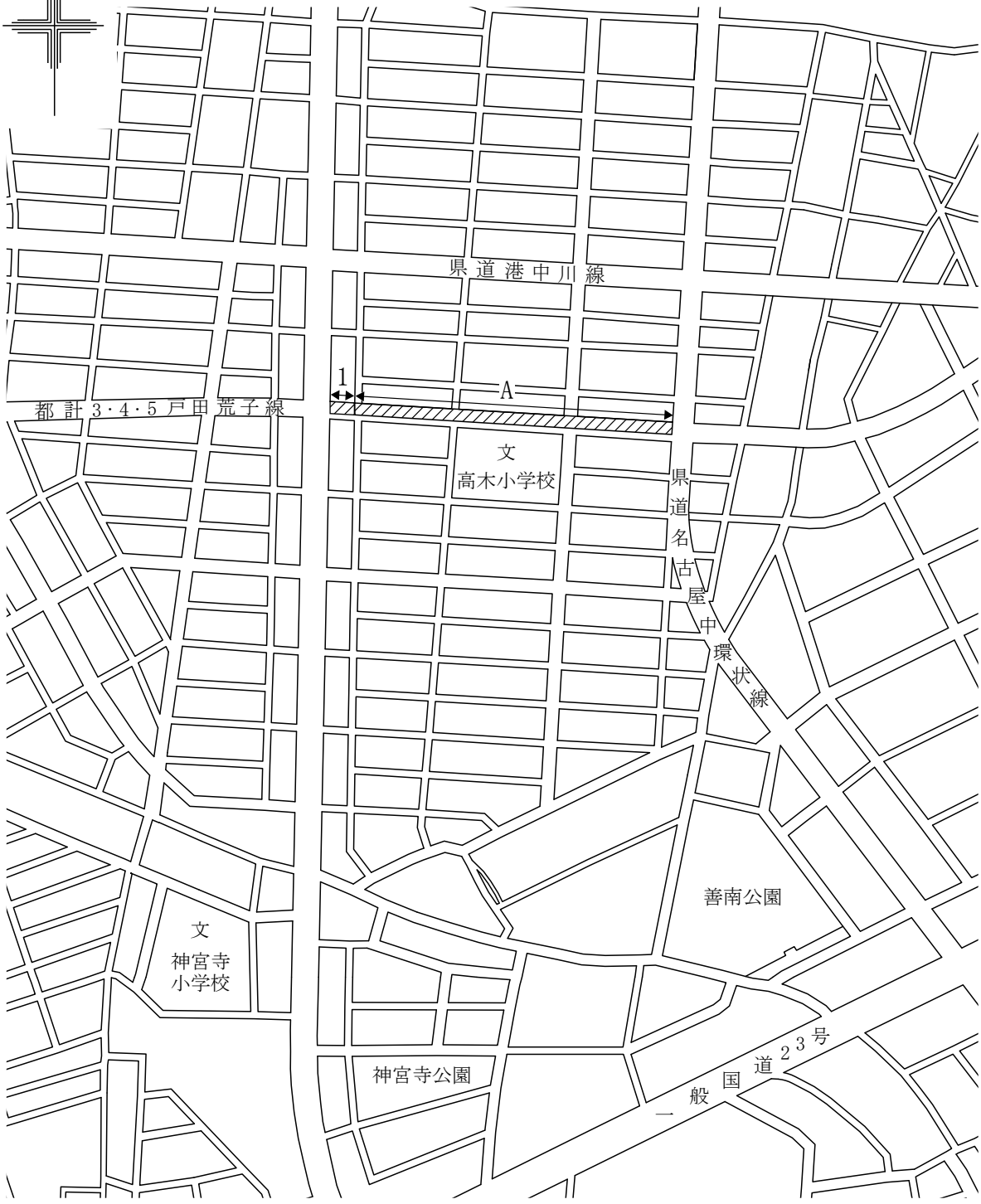

凡　例

A　区域変更により道路の区域とし供用開始する部分

1　道路の供用を開始する部分